

大分市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

大分市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、人的・知的資源の活用と交流を図り、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、幅広い分野で相互に有意義と認められる事業を行うことにより、地域社会の維持・発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）健康増進・子育て・介護認知症に関すること。
- （2）教育文化・スポーツ振興・環境保全に関すること。
- （3）市政情報の発信に関すること。
- （4）産業・観光振興に関すること。
- （5）その他、地域の活性化・市民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について、連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことに合意した事項について、その具体的な内容、実施方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

5 第1項各号に定める連携事項を推進するに当たっては、甲と乙は、市内事業者、その他の団体等との連携が図られるよう努めるものとする。

6 甲と乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできない。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも更新しない旨の書面による申出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了日から1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協定の変更）

第4条 甲乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（協定の解除）

第5条 甲乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面にて相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲乙のいずれかは、相手方に対し、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表事項を本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、甲乙が協議し合意した場合は、この限りではない。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 12月 28日

甲 大分市荷揚町2番31号  
大分市  
大分市長

依藤樹一郎

乙 大分県大分市荷揚町1番30号  
明治安田生命大分ビル2階  
明治安田生命保険相互会社大分支社  
支社長

松本定重